

豊島区優良工事表彰要綱

制 定 平成21年5月29日

総 務 部 長 決 定

(目的)

第1条 この要綱は、豊島区が発注する工事を施工した請負業者及び技術者のうち工事成績が優秀なものを表彰するために必要な事項を定めることによって、その技術及び意欲の向上を図り、もって本区における工事の品質の向上及び適正な施工に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事 建設業法（昭和24年法律第100号。以下同じ。）第2条第1項に定める建設工事をいう。
- (2) 請負業者 本区が発注した工事の請負人で、建設業法第2条第3項に定める建設業者をいう。
- (3) 技術者 建設業法第19条の2第12項の規定により置かれた現場代理人をいう。
- (4) 工事成績評定点 豊島区請負工事成績評定要綱第3条第1項に定める総評定点をいう。

(表彰の区分及び対象)

第3条 この要綱による表彰（以下「表彰」という。）は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 請負業者表彰 本区が発注した工事を優秀な成績で施工した請負業者を対象とする表彰をいう。
- (2) 技術者表彰 本区が発注した工事を優秀な成績で施工した技術者を対象とする表彰をいう。

(表彰の方法)

第4条 表彰は区長が行い、表彰状を授与する。

- 2 表彰には副賞を添えることができる。
- 3 表彰は、毎年度1回行う。

(表彰の対象となる工事)

第5条 表彰の対象となる工事は、豊島区が発注した工事のうち、表彰年度の前年度に完成した工事で、請負金額が500万円以上のものとする。

(表彰の基準)

第6条 表彰は、豊島区が発注する工事の請負業者及び技術者で、次の各号のいずれかに該当し、他の模範とするに足るものに対して行う。

- (1) 工事成績評定点が70点以上のもの。ただし、表彰の対象となる工事が複数ある場合は、その全ての工事成績評定点が70点以上あるもの。
- (2) その他表彰にふさわしいと認められるもの

(欠格事項)

第7条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、表彰を行わない。

- (1) 表彰年度の前年度から表彰日の前日までの間に、豊島区競争入札参加停止及び指名停止等措置要綱（平成20年8月1日総務部長決定）による一般競争参加停止及び指名停止（以下「停止措置」という。）又は豊島区暴力団等排除要綱（平成21年3月6日総務部長決定）による入札参加除外措置（以下「排除措置」という。）を受けている請負業者
- (2) 表彰の対象となる工事に関し、停止措置又は排除措置を受けた請負業者及び当該工事の技術者
- (3) その他表彰することが不相当と認められるもの

(審査委員会)

第8条 表彰について、その可否を審査し、被表彰候補者を決定するため審査委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

- 2 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。
- 3 委員長は副区長とし、委員は別紙1に定める職にあるものをもって充てる。

(幹事会及び部会)

第9条 前条の規定に基づく委員会を補佐するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。
- 3 幹事長、副幹事長及び幹事は、別紙2に定める職にあるものをもって充てる。

- 4 幹事会に土木部会及び建築部会を置き、それぞれ部会長及び該当する部会に関連する幹事をもって構成する。
- 5 前項の部会長及び幹事は、別紙3に定める職にあるものをもって充てる。
- 6 部会は、工事を発注した課の長から提出された工事成績評定報告書等に基づき、被表彰候補者名簿を作成し、幹事会に提出するものとする。
- 7 部会は、被表彰候補者名簿を作成するに当たり、必要に応じて、工事監督員、検査員等関係者の意見を聴取することができる。
- 8 幹事会は、部会が提出した被表彰候補者名簿及び工事を発注した課の長から提出された推薦調書に基づく被表彰候補者について、その適否を審議し、その結果を委員会へ報告するものとする。

(被表彰者の決定)

第10条 被表彰者は、委員会の審査結果に基づき、区長が決定する。

(被表彰者の公表)

第11条 被表彰者は、豊島区ホームページに公表する。

2 公表する期間は、公表をした日から12ヶ月間とする。

(事務局)

第12条 委員会、幹事会及び幹事会部会の事務を処理するために、事務局を設ける。

2 委員会及び幹事会の事務局は、総務部契約課に置く。

3 部会の事務局は、土木部会については土木部道路整備課に、建築部会については施設管理部施設課にそれぞれ置く。

(実施細目)

第13条 この要綱の実施に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年5月29日から施行し、平成20年4月1日以降に契約を締結する請負工事に適用する。

別紙1

審査委員会名簿

委員長 副区長

委員 総務部長

〃 施設管理部長

〃 区民部長

〃 子ども家庭部長

〃 都市整備部長

〃 土木部長

〃 教育総務部長

〃 委員長が指定する部長

別紙2

幹事会の構成員

幹事長 総務部契約課長

副幹事長 施設管理部施設課長

〃 土木部道路整備課長

幹事 政策経営部広報課長

区民部地域区民ひろば課長

子ども家庭部子ども課長

〃 保育園課長

土木部公園緑地課長

教育総務部学校施設課長

別紙3

幹事会部会の構成員

【土木部会】

部会長 土木部道路整備課長

幹事 施設管理部施設課長

土木部公園緑地課長

教育総務部学校施設課長

部会長が指定する係（担当）長

【建築部会】

部会長 施設管理部施設課長

幹事 区民部地域区民ひろば課長

子ども家庭部子ども課長

〃 保育園課長

教育総務部学校施設課長

部会長が指定する係（担当）長